

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・二八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1930

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円



重税反対阿賀野集会
自民党の裏金問題で国民の怒りが渦巻く中、全国各地で3・13重税反対全国統一行動が開催され阿賀野市でも民商はじめ各団体と一緒に阿賀野集会を無事開催することができました。



松崎実行委員長は、10月1日から実施されたインボイス。2割特例ではじめて消費税申告をした方は、来年の申告では4倍の納税額となり、3年の経過措置がおわると8倍（建設業の方で簡易課税4種）納税をしなければならなくなります。不安と怒りの声しか聞こえてきませんと述べました。

増税と裏金議員への怒りの「団結ガンバロー！」と気合を入れてから水原公民館から水原総合体育館までシユップレヒコールをしながらデモ行進を行いました。デモ行進途中に下校中の小学生数名と一緒にデモに混じってシユップレヒコールで、「給食費下げろー」と訴えていきました。

定額減税（源泉所得税）パンフレット

6月1日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除することになります。

- 詳しい内容は現在勉強中というごとにおいてください。

労働保険年度更新のご案内

労働保険の年度更新の時期になりました。各事業所へは3月末から4月はじめ頃までに年度更新の書類を送ります。

各書類を記載のうえ、民商まで左記の期日までに更新書類の提出をお願いします。

- 4月15（月）まで

消費税が収められない場合 換価の猶予を申請しましょう

消費税確定申告後、一括で納税ができない方は、「換価の猶予申請書」を作成し税務署に申請しましょう。

分納相談で納めることも可能ですが、通常の延滞税がかかります。申請型の換価の猶予は受理されれば、延滞税が減額されます。

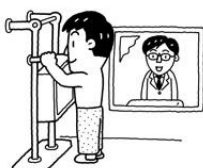
令和5年分確定申告の納税期限等

- 所得税 3月15日（現金納付）
4月23日（口座振替）
- 消費税 3月31日（現金納付）
4月30日（口座振替）

所得税の延納届出をした方は、延納分は5月31日が納付期限となります。
納付書がどっかやってもた方、送られてこなかった方、「税務署にはよおってくんなせや」と連絡をしてください。

下越病院土曜検診予約

- 日時 6月15日（土）
- 申込人数 残あと1名
- 申込〆 4月20日



能登半島地震の当面の支援について

全商連より、支援について連絡がありました。物資については現地購入できる状況になっていることから、当面は、災害支援募金の取り組みへのご協力が必要となります。ご協力をお願いします。

